東京電力(株) 福島第二原子力発電所

平成20年度 不適合管理委員会報告情報(平成20年9月29日(月)分)

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。 法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事 象が対象になります。

平成20年9月29日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

 区分
 :
 該当なし

 区分
 :
 該当なし

 区分
 :
 該当なし

 その他
 23 件

ての	<u>u</u> ;	その他: 23 件						
NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考				
1	1号機	日常点検表のデータ採取時、残留熱除去系(C)低圧注水系注入弁両側差圧指示値に圧力の低下傾向が確認されたため、当該注入弁を調査。						
2	2号機	プロセス計算機「計算機軽故障」の表示が発生し、共有ディスク(B)の読取り不能 (タイパ・トレンドの動作異常なし)が確認されたため、当該共有ディスクを点検。						
3	2号機	タービングランド蒸気系グランド蒸気排風機(B)ケーシング部より、水漏れ(1滴/5秒)が認められたため、当該排風機を点検。	D					
4	3号機	非常用ガス処理系切替弁(B)駆動部(空気操作)点検において、同弁排気側より 空気の漏えいが認められたため、当該弁駆動部パッキンを交換。	D					
5	3号機	第3給水加熱器(A)ドレン水位制御器の電源電圧測定において精度外が認められたため、当該制御器を交換。	D					
6	3号機	低圧タービン(B)組合せ中間弁(第2弁)ストレーナ溶接線の浸透探傷検査において、枠板溶接部及びリベット溶接部に線状指示模様が認められたため、当該指示模様部を補修。	D					
7	3号機	制御棒駆動機構スクラム排出容器(B)計器点検時、水位計検出元弁(4台)にシートパスが認められたため、当該弁を交換。	D					
8	3号機	海水熱交換器建屋電解鉄イオン供給装置制御盤の電流計点検において、同電流 計精度に判定値外れが認められたため、当該電流計を交換。	D					
9	3号機	コントロール建屋換気空調設備中央制御室冷凍機(B)タイマー点検時、論理回路タイマー(1個)取付器具に破損(つめ紛失、使用に問題なし)が認められたため、 当該取付器具を交換。	D					
10	3号機	コントロール建屋冷凍機室給気ファン(B)電動機点検時、負荷側軸受ケース内径 寸法に判定値外れ(使用に問題なし)が認められたため、対応検討。	D					
11	3号機	コントロール建屋冷凍機室排気ファン(B)電動機点検時、回転子負荷側・反負荷側軸受部外径寸法及び負荷側軸受ケース内径寸法に判定値外れ(使用に問題なし)が認められたため、対応検討。	D					

NO.	 号機等	不適合件名	グレード	備考
12	3号機	タービングランド蒸気系グランド蒸気蒸化器の加熱蒸気圧力調節弁(B)データ採取において、同弁用ポジショナー部品(1台)に動作不良(ローラーの固着)が認められたため、当該ローラーを交換。		
13	3号機	原子炉建屋給気ファン(A)電動機点検時、カップリング内径寸法に判定値外れが 認められたため、対応検討。		
14	3号機	原子炉補機冷却系第2中間ループ熱交換器の渦流探傷検査において、伝熱管の 厚みに判定値外れ(71本)が認められたため、当該伝熱管を交換。		
15	3号機	補機冷却海水系配管点検において、入口配管フランジ締め付けボルトのねじ部 (全808組)に腐食が認められたため、当該ボルトを交換。	D	
16	3号機	原子炉圧力容器一次ベント弁の点検において、弁の当たり面に線状欠陥(使用に 問題なし)が認められたため、対応検討。	D	
17	3号機	非常用ガス処理装置スペースヒータファン(B1)用電動機点検において、負荷側及び反負荷側軸受ケース内径寸法に判定値外れ(使用に問題なし)が認められたため、対応検討。	D	
18	3号機	制御棒駆動水圧系水圧制御ユニットスクラムパイロット電磁弁(制御棒:50-51) 点検において、同弁のケーブル用フレキシブル電線管の接続金具に破損(割れ)が 認められたため、当該フレキシブル電線管を交換。	D	
19	3号機	非常用ガス処理装置スペースヒータファン(B2)用電動機点検において、回転子軸の負荷側軸受嵌め合い部外径寸法及び負荷側・反負荷側軸受ケース内径寸法に判定値外れ(使用に問題なし)が認められたため、対応検討。	D	
20	3号機	原子炉再循環系電動機・発電機(A)点検において、励磁機軸受部内側及び外側のオイルリング測定値に判定値外れ(真円度・ねじれ)が認められたため、対応検討。	D	
21	3号機	低圧タービン(A)発電機側第15段翼下半/ズルダイヤフラムの浸透探傷検査において、旋回防止板の溶接線に線状及び円形指示模様が認められたため、当該指示模様部を補修。	D	
22	4号機	所内用圧縮空気系から計装用圧縮空気系のバックアップ試験を実施したところ、 パックアップ弁が設定値より低め(約0.03MPa)に動作することが認められたた め、当該圧力設定器を点検。	D	
23	補助ボイラー	補助ボイラ棟フラッシュタンクエリアの加熱蒸気復水戻り系配管から、水漏れ(2滴/1秒、放射能なし)が認められたため、当該部を補修。	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分 I	法律に基づく報告事象等の重要な事象	・計画外の原子炉の停止・発電所外への放射性物質の漏えい・非常用炉心冷却系の作動・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な 事象	・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 *安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 *管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、 信頼性を確保する観点から速やかに詳細を公表す る事象	・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	・日常小修理 など

【原子力発電所における不適合事象の是正管理】

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、 点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置 を講じることとしております。

*「不適合の定義」(JEAG4101-2000より)

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)

不適合管理グレード分け(不適合管理委員会にて決定)

OAs :法令、安全協定に基づく報告事象

:プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象

OA : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象

: 定期検査工程へ大きな影響を与える事象

OB :国の検査等で指摘を受けた事象 :運転監視の強化が必要な事象

OC: 品質保証の要求事項に対する軽微な事象

OD : 通常のメンテナンス範囲内の事象

〇対象外:消耗品の交換等の事象

(お問い合わせ)

福島第二原子力発電所・広報部・企画広報グループ

電 話 0240-25-1353